

職場の受動喫煙防止対策に係る説明会開催のお知らせ

(厚生労働省委託事業)

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

労働安全衛生法が改正され 職場の受動喫煙防止対策が事業者の努力義務となりました

平成 26 年 6 月 25 日に「労働安全衛生法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 82 号)が公布され、平成 27 年 6 月 1 日から施行されました。

「労働者の受動喫煙を防止するため、事業者及び事業場の実情に応じた措置」が事業者の努力義務となりましたので、今後は、各々の事業場の実態把握とその結果に基づき実行可能な措置のうち最も効果的な措置を講ずるよう努力することが求められています。

厚生労働省では、「受動喫煙防止対策に取り組む事業者に対して各種の支援事業」を実施しています。このたびその一環として労働安全衛生法の一部を改正する法律の内容を含む「職場の受動喫煙防止対策」について、事業場の経営者、人事・労務・安全衛生担当者の理解を図るとともに、その進め方を提案するための「説明会」を下記により開催することとしましたので、ふるって御参加いただきますようご案内申し上げます。

対象：事業場の経営者、人事・労務・安全衛生担当者

日時：平成 28 年 11 月 14 日(月) 13 時 30 分から 16 時

場所：万国橋会議センター 4 階会議室

横浜市中区海岸通 4-23

TEL 045-212-1034

交通手段

みなとみらい線「馬車道」駅 6 番出口から徒歩 4 分

JR・市営地下鉄「関内」駅から徒歩 10 分

(駐車場はございません)



内容：①受動喫煙による健康への有害性

②職場における受動喫煙防止対策に関する推進体制及び施設整備

③職場の受動喫煙防止対策に関する規制の現状と今後の展望、支援制度の取組

④受動喫煙防止対策に取り組んだ事業場における好事例の紹介

(厚生労働省の支援制度(助成金制度を含む)についても紹介します)

参加要領：以下のメールアドレスに事業所名等を記載してお送りください。ファックスでも結構です。

(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会神奈川支部

E メールアドレス info@conkana.org ファックス番号 045-633-3618

申込期限：10月28日(金)

参加費：無料(テキスト等も無料)

以上

受動喫煙防止対策説明会参加申込書

ファックス番号 045-633-3618

(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会神奈川支部 宛て

平成 28 年 11 月 14 日の説明会に参加します。

会社名：_____

住所：_____

部署名：_____ 電話番号：_____

参加者氏名：_____